

令和4年度第1回三和区地域協議会次第

日時：令和4年4月27日（水）
午後6時30分から

場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 三和ネイチャーリングホテル米本陣民間譲渡・貸付けに係る優先交渉先について
資料No.1
- (2) 三和区小学校の望ましい学習環境に関する検討状況について
資料No.2
- (3) 地域自治推進プロジェクト及び令和4年度の地域協議会の取組等について
別 冊
- (4) 令和4年度地域活動支援事業提案書の受付状況について
資料No.3

4 その他

- (1) 令和3年度地域活動支援事業アフターフォローの結果について
資料No.4
- (2) 三和区町内会長協議会との意見交換会開催結果について
資料No.5
- (3) 令和4年度「さんわ祭り」準備委員の選出について
資料No.6

5 閉会

三和ネイチャーリングホテル米本陣 民間譲渡・貸付けに係る優先交渉先について

施設の譲渡・貸付けを前提とした利活用策の募集に際し、2事業者から応募をいただき、4月19日に経営に精通している人など第三者を交えた選定委員会を開催し、優先交渉先の審査を行いました。

その後、選定委員会から市宛に審査結果の通知を受け、市として検討した結果、株式会社 AGRI CARE を優先交渉先として、施設の譲渡・有効活用に向けた交渉を進めたいと考えております。

1 選定委員会の審査結果

(1) 優先交渉先

株式会社 AGRI CARE（茨城県つくばみらい市伊那東 37 番地 1）
※訪問診療と有床診療のための診療所とする目的で、令和2年に三和米と酒の謎蔵、味の謎蔵の譲渡を受けた事業者

(2) 提案内容（詳細は添付資料を参照）

- ・ 有料老人ホームとしての活用
- ・ 地域振興向けに、温浴施設は、午前は入居者が利用し、午後は一般開放。エントランス、ロビー、レストランススペースをカフェとして地域住民も利用可能な場として提供
- ・ 先行して取得している三和米と酒の謎蔵、味の謎蔵を有床診療所、リハビリセンターとすることで、有料老人ホームに在宅医療を提供。また、将来的には、在宅医療のバックオフィス機能を移転し、全国各事業所のカルテ代行入力、コールセンター、診療報酬請求等各種書類作成代行などを行うことも検討

(3) 選定理由

有償譲渡の提案により市の財政負担の軽減が図れ、かつ事業内容の審査において、半数以上の委員から相手方の応募者より高い評価があったため。

【委員からの主な意見】

- ・ 関東圏での実績がり、上越の地域性を知った上での事業展開であり、実現性や継続性を有している。
- ・ 事業の方向性は時代に合致しており、高齢化社会のニーズを取り込んでいる。
- ・ カフェ、温浴開放は、地域活性化や交流面でも影響は大きい。
- ・ 雇用増は、移住・転入も含めて、当市に好影響を与える。
- ・ 良好な財務内容に裏付けられた計画である。

※ なお、審査内容については、市の意思形成過程の情報であり、上越市情報公開条例に基づき、非公開とします。

【選定委員会の構成】

種別	選定委員
経営に精通している人	平野 康晴（中小企業診断士）
財務会計に精通している人	村椿 正子（税理士）
施設が所在する地域の代表者	渡邊 正芳（特定非営利活動法人三和区振興会 理事長）
	渡邊 博文（三和区町内会長協議会 会長）
上越市財務部長	柳澤 祐人
上越市産業観光交流部長	阿部 俊和
上越市三和区総合事務所長	金子 良仁

2 審査結果を踏まえた今後の市の対応

以下の理由から、株式会社 AGRI CARE を優先交渉先として、施設の譲渡・有効活用に向けた交渉を進めることとしたい。

(1) 理由

- ・ 選定委員会において、優先交渉先に選定されたこと。
- ・ 提案事業者の財務内容も良好であり、かつ同社の実績のある事業の実施であり、事業の実現性・継続性を有していること。
- ・ 有料老人ホームや有床診療、訪問診療、リハビリセンター、将来的な在宅医療バックオフィス機能などにより、安定的な雇用創出が期待できること。
- ・ すでに譲渡済みである三和米と酒の謎蔵、味の謎蔵と一体的な福祉・医療サービスの提供が期待できること。
- ・ 温浴施設やカフェなど、従前の用途を引き続き継続することで、地域振興が図れること。
- ・ 有償譲渡の提案であり、施設の取壊し費用など市の将来支出の削減や、固定資産税収入の増加など、市の財政負担の軽減に寄与すること。

(2) 今後の対応

- ・ 従前の温浴宿泊機能から用途変更となる提案であり、地域住民等関係者の皆様へ丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めるとともに、株式会社 AGRI CARE と譲渡の条件等について交渉を進める。
- ・ 一定の整理がついた段階で、改めて地域住民等関係者の皆様へ詳細な事業内容や譲渡の条件などを説明するとともに、施設設置条例の廃止など具体的な手続を進める。

三和区小学校の望ましい学習環境に関する検討状況について（報告）

1 上越市立小中学校の適正配置の推進に向けた重点課題・解決に向けた方策（令和元年以降）

急速な少子化の進行を踏まえ、学校適正配置基準（H22）を指針としながら、複式学級のデメリットを解消するため、複式学級が生じない規模の学習集団を目指すことを重点課題として設定し、実効性のある方策・進め方を具体化した。

重点課題：少なくとも1学年1学級以上（複式学級が生じない規模）の学習集団を確保

↓

学校の実情を踏まえながら、保護者・地域と十分な協議を行った上で、次の方策を実施

- 隣接する学校との統合を行う。
- 複数校の連携を行う。
- 施設・設備を活用する。（ICT 機器等を活用した、遠隔教育や他校との合同授業の実施）
- 教職員体制を整備する。（教職員の加配、教員の複数校巡回授業）

※以上の方策を必要によって組み合わせて行う。

2 これまでの状況

	経過	時期	内容
協議会	三和区地域協議会による自主的審議	平成28年	・三和区小学校の今後の在り方について自主的審議を開始
協議会	三和区地域協議会による協議	平成29年12月～31年2月	・保護者アンケートの実施、結果を踏まえ協議、協議結果説明会の開催
協議会	地域協議会から意見書の提出	平成31年3月	・3校統合の早期実現を望む意見書を提出
市教委	保護者への現状説明	平成30年12月 平成31年3月	・上杉小、美守小の保護者に対し、児童数の現況や学校適正規模について説明
市教委	地域協議会の意見書への回答	平成31年4月	・教育委員会として保護者の意向を確認し、小学校の望ましい教育環境の姿を明確にし、その実現を図る旨を回答
市教委	保護者への現状説明	令和元年7月	・里公小で説明会を実施
市教委	説明、意見交換	令和元年10月	・教育長が上杉小、美守小を訪問し、保護者と意見交換
市教委	適正配置の推進に向けた重点取組の明確化	令和2年1月	・重点取組として、複式学級の解消（少なくとも1学年1学級以上の学習集団の確保）を目指すことと、その方策を明確化
市教委	保護者への現状説明	令和3年1月 令和3年3月	・美守小保護者(1月)、上杉小保護者(3月)と意見交換 ※主な意見は別紙参照
市教委	保護者への現状説明	令和4年2月	・里公小保護者と意見交換 ※主な意見は別紙参照

3 三和区小学校児童数の推移について（令和4年度以降は推定値）

学校名	里公小							上杉小						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
(17年度)	28	22	32	23	27	25	157	12	13	15	24	20	24	108
28年度	27	33	27	33	32	25	177	10	7	11	12	13	6	59
29年度	38	28	33	27	32	32	190	11	10	7	10	12	13	63
30年度	20	36	27	34	27	33	177	12	12	12	7	10	12	65
元年度	18	19	35	25	33	27	157	6	12	12	12	7	10	59
2年度	24	18	19	35	25	33	154	7	6	12	12	12	7	56
3年度	17	24	18	19	35	24	137	7	8	6	12	12	12	57
4年度	19	17	24	18	19	35	132	5	7	8	6	12	12	50
5年度	26	19	17	24	18	19	123	8	5	7	8	6	12	46
6年度	13	26	19	17	24	18	117	5	8	5	7	8	6	39
7年度	14	13	26	19	17	24	113	9	5	8	5	7	8	42
8年度	13	14	13	26	19	17	102	10	9	5	8	5	7	44
9年度	10	13	14	13	26	19	95	6	10	9	5	8	5	43

学校名	美守小							里公小、上杉小、美守小の合計						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
(17年度)	16	23	13	17	11	15	95	56	58	60	64	58	64	360
28年度	10	11	7	7	9	7	51	47	51	45	52	54	38	287
29年度	11	10	11	7	8	9	56	60	48	51	44	52	54	309
30年度	8	11	9	11	7	8	54	40	59	48	52	44	53	296
元年度	13	8	11	8	11	7	58	37	39	58	45	51	44	274
2年度	9	13	8	11	8	11	60	40	37	39	58	45	51	270
3年度	7	9	13	7	11	8	55	31	41	37	38	58	44	249
4年度	9	7	9	13	7	11	56	33	31	41	37	38	58	238
5年度	6	9	7	9	13	7	51	40	33	31	41	37	38	220
6年度	8	6	9	7	9	13	52	26	40	33	31	41	37	208
7年度	7	8	6	9	7	9	46	30	26	40	33	31	41	201
8年度	6	7	8	6	9	7	43	29	30	26	40	33	31	189
9年度	6	6	7	8	6	9	42	22	29	30	26	40	33	180

※児童数は、R3.5.1現在のもの。特別支援学級在籍児童を含む人数。
 ※色付きのところは、複式学級相当の人数。実際の複式学級の編制は異なる場合がある。

4 今後の見通し

- ・今後、具体的な統合の方法について保護者の意向を聞く。まずは、3校1園の保護者の代表者と意見交換を行い、保護者の意向がまとまった段階で、教育委員会としての方向性を示していく。
- ・統合決定後、最低2年の準備期間を経て開校。（別紙 項目2を参照）

地域自治推進プロジェクト及び令和4年度の地域協議会の取組等について

◎ 令和4年度に地域協議会による取り組みをお願いする事項

地域の活力向上を目指して、次の2点をお願いします。

- ① 「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）の提案」や「意見書の提出」、「地域内での課題解決」に向けて、自主的審議による議論を進めていただく。
- ② 「地域活性化の方向性の作成」に着手いただく。

1 市長公約プロジェクト「地域自治推進プロジェクト」について（説明事項）

- ・ 地域自治推進プロジェクトの概要 資料1

2 令和4年度に地域協議会から取り組んでいただきたい事項（お願い事項）

- ① 取組の進め方 資料2
- ② 自主的審議について 資料3、4、5
- ③ 「地域活性化の方向性」の作成 資料6

配布資料

- ・ 資料1 公約プロジェクト1 地域自治推進プロジェクト
- ・ 資料2 【令和4年度】地域協議会から取り組んでいただきたい事項
- ・ 資料3 令和4年度の自主的審議の流れ
- ・ 資料4 「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」の手順例
- ・ 資料5 平成30年度頸城区地域協議会から提案のあった事業提案書（写し）
- ・ 資料6 各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない

その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《検討の展開順序》

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討

※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

《検討事項・論点例》

- ・地域自治の活動を活性化する予算
⇒【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター
⇒【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒【設定の考え方の再整理】

《検討方法》

- ・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
- ・他自治体の事例調査

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

【令和4年度】地域協議会から取り組んでいただきたい事項

地域の活力向上を目指して、主に次の2点をお願いします。

- ① 「元気事業の提案」や「意見書の提出」、「地域内での課題解決」に向けて、自主的審議事項による議論を進めていただく。
- ② 「地域活性化の方向性の作成」に着手いただく。

【スケジュール】



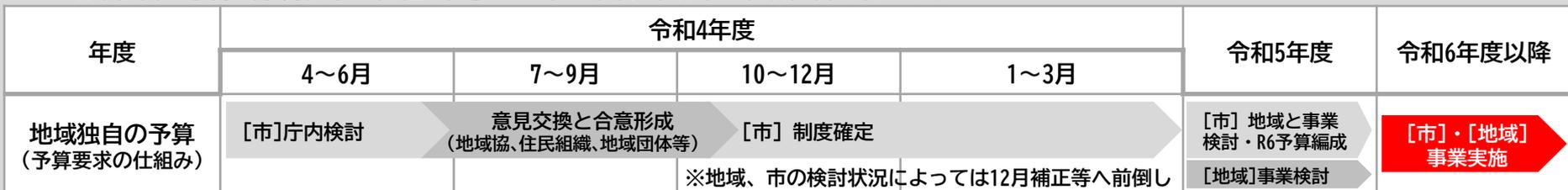
※その他、通年適時の事業として、諮問・答申や委員研修の実施、地域協議会だよりの発行等があります。

【凡例】

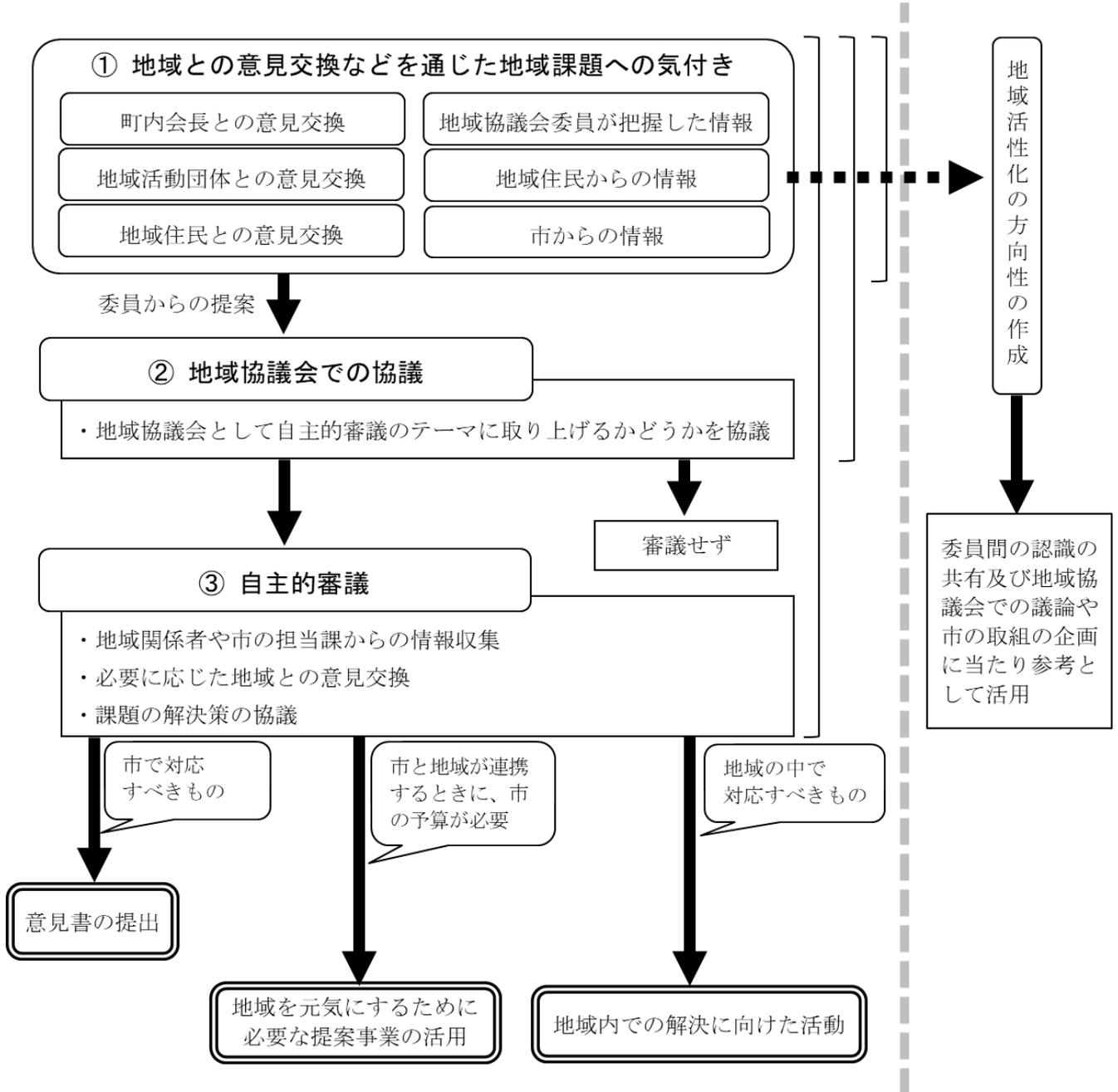
- 地域協議会
- 地域団体等
- 市

【参考】市で取り組むこと

「地域独自の予算（予算要求の仕組み）」は、市が令和4年度中に制度設計を行います



令和4年度の自主的審議の流れ



「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」の手順例

自主的審議を進めた中で、地域団体等（取組を実施する団体）の参画により課題の解決を図ろうとした時、地域協議会だけではなく、市の協力も必要となる事柄（人材面、資金面、制度の運用面など）が想定される場合、「元気事業」の提案に向けた協議を開始する。

元気事業の条件、意見書との違い

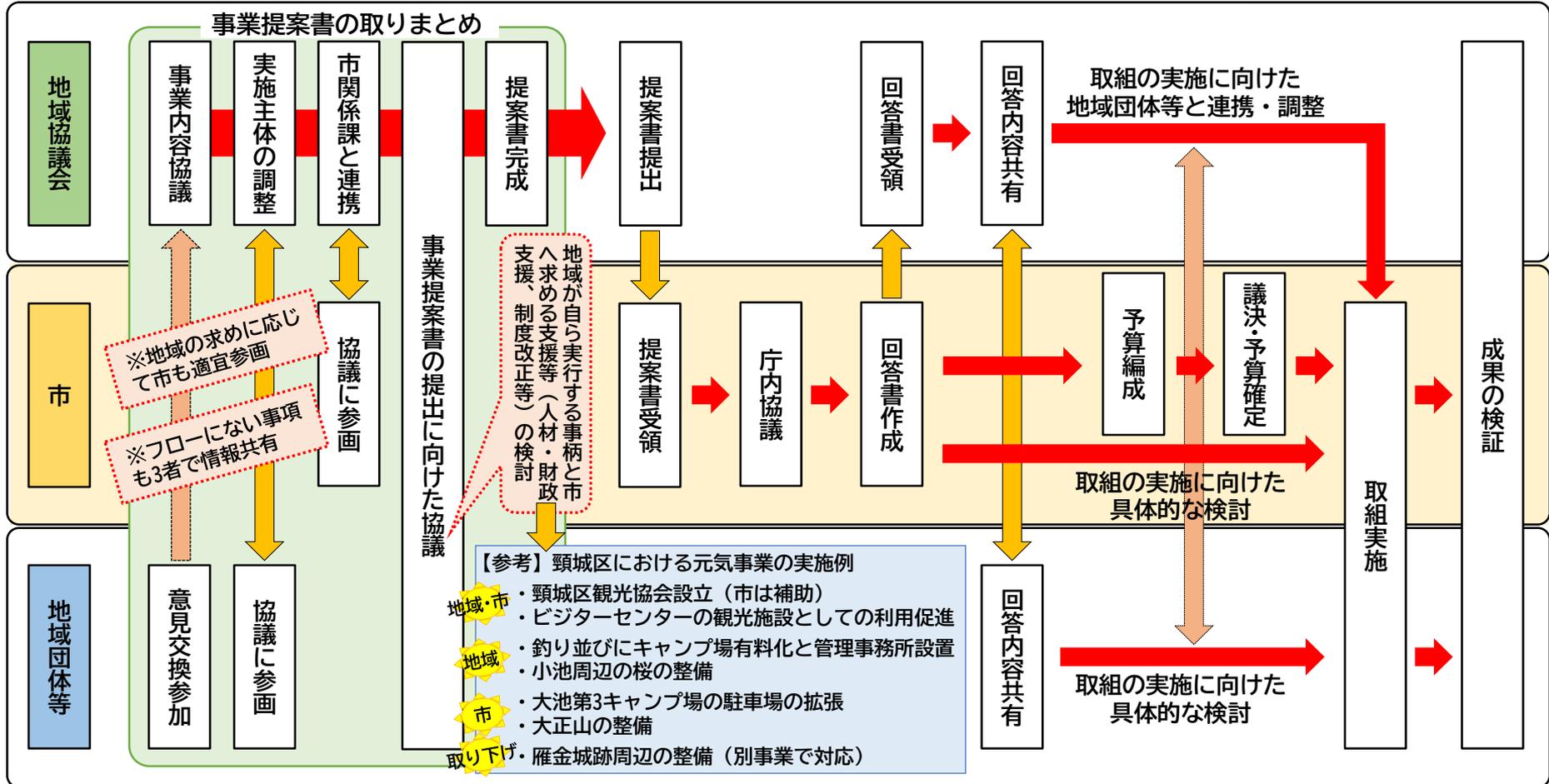
- ☆地域住民や地域団体等との意見交換を通じて把握した課題への対応であること → 協議会のみで検討された課題は原則対象外
- ☆地域団体等が主体的に取り組む事業であること → 市だけに事業を依頼するものは意見書
- ☆事業提案に向けた検討の段階から、市が協議に加わる → 市が加わることで、提案事業の実現性、実効性を高める

当年度>>>>

(9月目途)

翌年度以降>>>

事業提案書の取りまとめ





地域を元気にするために必要な提案事業
事業提案書

当地域協議会では、平成28年2月に頸城区総合事務所と共催をして、区内5か所で「地区別意見交換会」を開催してきました。この意見交換会は、各地域の抱える課題について相互理解を深め、課題を解決するために住民の皆さんと行政等が各々の立場でどう取り組むか、どう連携していくべきか等について、住民の皆さんと語り合い「地域課題への気付きの場」としてきたものであります。

意見交換会には、110名からの住民の皆さんの参加があり、70項目からの広範囲にわたる地域課題が意見として寄せられました。

これらの地域からの意見を受け、地域協議会では、当協議会内に設けてある「地域振興部会」「産業部会」「教育福祉部会」の3部会で協議を進め、自主的審議事項のテーマ設定に向けた絞り込みを進めてまいりました。

協議の結果、「地区別意見交換会」のいずれの会場でも出ていたご意見の、「大池・小池周辺を総称する“大池いこいの森”が、にいがた景勝100選や新潟県森林浴の森100選にも選ばれた歴史的にも素晴らしい景勝地であるにも関わらず、観光資源としての利活用が不十分ではないか」という指摘に応えるため、平成29年11月「大池・小池の観光資源としての利活用について」を自主的審議事項のテーマとして取り上げることに決定しました。

また、この自主的審議を進めるなかで住民との意見交換会や現地調査・市の担当者からの情報収集なども踏まえ、この度、「大池・小池の観光資源としての利活用について」を具現化する事業概要を取りまとめたところであります。

つきましては、当該事業を「地域を元気にするために必要な提案事業」として提案いたしますので、ご支援、ご指導をお願いいたします。

◎事業概要 別紙のとおり

◎市への具体的なお願い事項

- ・各事業実施にあたって、市担当課の主体的な取組みと支援
- ・「大池・小池の観光資源としての利活用について」の事業のために必要な運営費及び事業費の補助





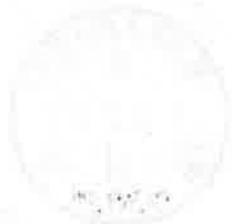
平成30年10月19日

頸城区地域協議会

会長 井部 辰男

上越市長 村山 秀幸 様

Main body of the letter, containing several paragraphs of text that are mostly illegible due to fading and low resolution.



事業概要書

事業名	大池・小池の観光資源としての利活用事業
事業の目的	<p>頸城区には風光明媚な大池・小池という歴史的にもすばらしい自然観光資源がある。しかし、十分な利活用がなされていない。頸城区の観光振興を通じた活性化等を図る観点から、大池・小池の施設の周辺整備を進める。</p>
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進 大池・小池を地域の宝として活用すべく、ビジターセンターの観光施設としての利用促進を行う。 2 大池第3キャンプ場の駐車場の拡張 大池第3キャンプ場をより使いやすい施設とするため、周囲の自然環境に配慮した駐車場の拡張を行う。 3 小池周辺の桜の整備 市内でも有数な八重桜の名所として、八重桜まつりの開催も視野に、小池周辺の桜の整備のほか周辺全体の維持管理を行う。 4 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所を設置 大池・小池の利活用として釣りの再開、並びにキャンプ場の有効利用としての有料化を進めるとともに維持管理のための管理事務所を設置する。 5 大正山の整備 展望広場の整備、進入路・散策道の整備、通路転落防止柵の設置、駐車場の整備、眺望等（立木）の整備を行う。 6 雁金城跡周辺の整備 雁金城跡来訪者の安全確保のため、危険個所の整備を行う。

各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について（お願い）

1 「地域活性化の方向性」の作成目的

地域協議会による地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間の認識の共有はもとより、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考としたいことから、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを、各地域協議会において「地域活性化の方向性」として作成するもの

- ◎用途 (1)自主的審議、元気事業、意見書、地域への働きかけの取組における、各地域協議会及び総合事務所、まちづくりセンターの共通認識
(2)市の取組の企画の参考とする考え方
- ◎作成主体 各地域協議会

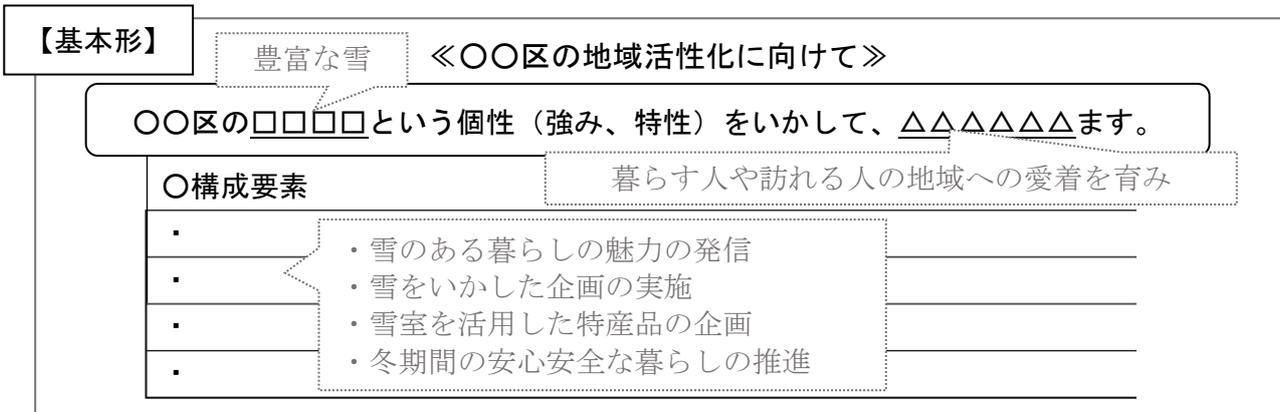
2 「地域活性化の方向性」の作成の着手時期

各地域協議会において、令和4年度に地域活性化の方向性の作成を始めるようお願いします。

3 「地域活性化の方向性」の内容

- ・幅広い分野（地域資源・産業・観光・農業・自然・風土等）の中から、各区の個性や特性をいかすことで、地域の活性化につなげるもの。
- ・地域の課題解消や現在の状態をさらに良くすることで、地域の活性化につながるもの。
- ・方向性の構成要素は、おおむね1～5つ程度で作成願います。

※全区で作成し、市民からも見ていただくため、一定の分かりやすさを必要とすることから、構成、書きぶりについて、下記の基本形に沿って作成願います。



4 「地域活性化の方向性」の作成後の取扱い

- (1) 各地域協議会の自主的審議のテーマの選定、元気事業や意見書の内容等を制限するものとはしません。
- (2) 他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）を妨げるものとはしません。※協力して取り組むことで互いが良い方向に進める事項については、積極的な連携を考えていくことが想定されます。
- (3) 地域協議会による作成とするため、市全体の方針や考え方と異なる方向性（構成要素含む）の作成も可能ですが、そのような内容とする場合は、市の一体性の確保や公益性との間で整合を図ることができないことから、その方向性に基づく取組を市が行うことは困難です。

5 「地域活性化の方向性」の作成手順 ※令和4年度に次の①②を開始

- ①各事務局から地域協議会へ作成を依頼
- ②各地域協議会で作成（例：2～4回（アイデア出し1～2回、話し合い1～2回、まとめ1回など）。会議の後半の時間などを使って）
- ③完成

No.	支援区分	事業等名	事業主体	市取りま とめの 有無	担当課 (報告課)	係	事業目的	募集期間	利用対象者	補助率・補助上限(下限)額	複数回 の活 用可 否	テーマ											条件等特記事項 (外部サイト等がある場合は、URLを記入)		
												集 落 活 性 化	農 業	除 雪	防 災	ボ ラ ン テ ィ ア	交 流	移 住 定 住	住 居 空 家	外 部 人 材	福 祉	環 境 保 全		そ 他	
8	助成金・補助金	地域の文化振興等の活動(アマチュア等の文化団体活動)	独立行政法人日本芸術文化振興会	無	文化振興課	文化振興係	全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、文化芸術活動に対して助成を行う。	毎年11月上旬～下旬(予定)	アマチュア、青少年等の文化団体	・交付を受けようとする助成金の要望額が20万円以上の活動(助成額区分:20万円、50万円、100万円、200万円) ・助成対象経費総額の2分の1以内の額	可														● 独立行政法人日本芸術文化振興会が補助事業者 ・アマチュア、青少年等の文化団体が、日本国内で行う、文化の振興又は普及を図るための公演、展示その他の活動
9	助成金・補助金	コミュニティ助成事業(地域の芸術環境づくり助成事業)	(一財)自治総合センター	有	文化振興課	文化振興係	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業を助成する。	毎年8月下旬～9月下旬(予定)	市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会	(助成対象事業経費-入場料等収入)×2/3以内(上限:500万)	可														● (一財)自治総合センターが補助事業者 ・自主性・地域交流・地域性・新規性・会場・入場料の項目について、事業要件を全て満たしたものの
10	助成金・補助金	上越市防犯灯LED化補助金	上越市	無	市民安全課	防犯・交通安全係	町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する経費の一部を補助し、LED化を促進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	随時(令和4年度末まで)	町内会	補助率は1灯当たりの対象工事費の3分の1(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)で上限額は1万円。	可														● 【補助対象経費】 ・非LED化防犯灯をLED防犯灯に交換する工事費 ・当該補助金等を利用せずに設置したLED防犯灯を交換する工事費 ● 【1灯当たり補助率等】 ・補助率 1/3 ・限度額 10千円
11	助成金・補助金	地域活動支援事業	上越市	無	自治・地域振興課	自治推進係	身近な地域における課題の解決を図るとともに、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意による地域活動を実施する団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する	4月～5月中旬	5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体	地域自治区ごとに異なる	可	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● 募集期間、補助金額、事業の採択方針、事業の複数回の活用等は地域自治区ごとに異なる。
12	助成金・補助金	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	総務省	無	自治・地域振興課	自治推進係	「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)	未定	集落ネットワーク圏を支える中心組織(地域運営組織等)	集落機能の維持・活性化プランに基づく取組に対して、限度額1,500万円(定額補助) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)	不明	●	●					●	●	●					● ①専門人材活用のイメージ 特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等 ● ②ICT等技術活用のイメージ ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等
13	助成金・補助金	移住・定住・交流関連助成事業	一般社団法人地域活性化センター	有	自治・地域振興課	地域振興係	(移住・定住・交流推進支援事業) 地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、地域団体等が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。	未定(例年11月下旬～1月下旬頃)	(助成対象団体) 市町村	(事業実施団体) 地域づくり団体、NPO・ボランティア団体、各種協議会・地域の自治組織、商工会議所等	可	●	●												● 申請件数は各都道府県3件以内
	有			(地方創生に向けて)“がんばる地域”応援事業) 地方創生に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。			(助成対象団体) 市町村		(事業実施団体) 地域づくり団体、NPO・ボランティア団体、各種協議会・地域の自治組織、商工会議所等	可	●					●	●								
14	助成金・補助金	地域イベント助成事業	一般社団法人地域活性化センター	有	自治・地域振興課	地域振興係	地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図ることを目的として、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行う。	未定(例年11月下旬～1月下旬頃)	(助成対象団体) 市町村 (事業実施団体) コミュニティ	1件につき1,000千円を上限(交付金額は対象経費の100%以下)	可	●													● 対象事業は、コミュニティが主体となっており、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントで、市町村の関与等がある事業 ・コミュニティとは、「人々が共同体意識を持つ一定の地域」または「その人々の団体」を想定しており、実施主体となるコミュニティの主体性が法人格を有する団体でないこと ・採択に当たっては、原則過去5年間に助成歴のないものを優先 ・申請件数は各市町村で1件、各都道府県で3件以内

No.	支援区分	事業等名	事業主体	市取りま とめの 有無	担当課 (報告課)	係	事業目的	募集期間	利用対象者	補助率・補助上限(下限)額	複数回 の 活用可 否	テーマ											条件等特記事項 (外部サイト等がある場合は、URLを記入)		
												集 落 活 性 化	農 業	除 雪	防 災	ボ ラ ン ティ ア	交 流	移 住 住	住 居 空 家	外 部 人 材	福 祉	環 境 保 全		そ 他	
15	助成金・補助金	(一財)自治総合センター コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センター	有	共生まちづくり課	市民協働係	施設や設備の整備等に係る助成を通じて、自主的なコミュニティ活動を支援する。	毎年8月下旬～9月下旬	町内会、まちづくり団体	・一般 補助率100%、100～250万円 ・センター 総事業費の3/5以内、限度額1,500万円 ・青少年健全育成助成事業 補助率100%、30～100万円	可	●													共生まちづくり課の担当は下記のとおり。 ・一般コミュニティ助成事業 ・コミュニティセンター助成事業 ・青少年健全育成助成事業 申請書の受理を円滑に行うため、5月頃に申請の意向を伺っている。
16	助成金・補助金	住民組織活動基盤整備事業	上越市	無	共生まちづくり課	市民協働係	地域の活力向上に資する活動に取り組むため基盤整備を行う市内の地域自治体単位で活動する住民組織等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する	毎年4月頃	地域支え合い事業を継続して受託する住民組織	補助金の額は、補助対象経費(車両・備品の購入費)の合計額とし、350万円を限度とする。ただし、備品については50万円を限度額とする。	不可	●							●						高齢者の地域支え合い事業の受託をきっかけとして、主体的にまちづくりに取り組む団体に対し、車両や備品等の整備に係る費用(1回限り・上限350万円、うち備品は50万円まで)について補助金を交付
17	助成金・補助金	上越市町内会集会所設置費等補助金	上越市	無	共生まちづくり課	地域コミュニティ活動推進係	地域のコミュニティづくりに資する町内会集会所の整備を図り、地域住民の負担を軽減するため、町内会集会所整備等を実施する町内会に対して補助金を交付する。	随時(毎年9月頃に翌年度の要望調査を実施)	町内会	補助率:新築・増改築・修繕等 50%、耐震診断・耐震補強工事 60% 補助限度額:750万円	可	●		●											・新築、増改築、修繕等は、事業費が30万円に満たない場合、補助対象になりません。 ・地震、水害等の災害により被災した町内会集会所の修繕については、事業費が30万円に満たない場合でも補助対象になります。 ・平成17年4月1日以降に受けた当該補助金の合計が補助限度額に達するまで補助を受けることができません。 ・コミュニティ助成事業など国、県等の補助金交付を受ける場合は、補助対象となりません。
18	助成金・補助金	老人クラブ助成事業	上越市	有	高齢者支援課	はつらつ係	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図ることを目的とする老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老連連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	随時	老人クラブ	・老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブへの補助 ①活動割額 3,500円×活動月数 ②会員数割額 450円×会員数 ・老人クラブ連合会に加入していない団体への補助 ①活動割額 1,500円×活動月数 ②会員数割額 150円×会員数	不可	●								●				・おおむね60歳以上の市民を会員とし、町内会等を単位として活動する団体であって、次に掲げる活動を全て実施するもの(政治団体及び宗教団体を除く。) ア 高齢者の心身の健康の保持増進に資するための活動 イ 会員相互の交流及び友愛活動 ウ 地域の福祉活動	
19	助成金・補助金	上越市私道整備事業補助金	上越市		道路課	計画係	私道の整備に係る経費の一部を補助することにより、市民の生活環境の向上を図る。	毎年4月～8月末	住民組織、町内会	工事に要する費用又は市が定める補助基準額のいずれか低い額の40%以内、100万円を限度	可													●	上越市私道整備事業補助金交付要綱のとおり
20	助成金・補助金	小型除雪機購入費補助事業	上越市	無	道路課雪対策室		冬期間の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除雪機を整備する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	毎年4月～8月末	市道または私道の除雪を5戸以上で共同で行う団体(なお、共同で除雪できる範囲内に5戸以上ないことが確認できる場合は、5戸未満でも補助対象とする)	・補助率 40% ・補助上限 80万円	可				●										・新品の小型除雪機であり、13馬力以上の性能を有するものに限る
21	助成金・補助金	子ども交流活動支援事業補助金	上越市	無	社会教育課	生涯学習係	子どもの異学年交流、地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダーの育成につながる活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	4月1日から翌年2月	・市内の単位子ども会 ・市内の地区子ども会連絡協議会 ・地域青少年育成会議 ・市の区域内で活動する文化活動団体で5人以上の構成員で組織されるもの 等	・補助金の額は、補助対象経費に補助率(費目に応じて5/10又は10/10)を乗じて得た額の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) ・活動への参加または募集の範囲に応じて、上限1万円から10万円※予算額に達し次第終了	不可												●	・対象事業は、子どもの異学年交流、地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダーの育成につながる活動であること。 ・文化活動団体にあつては、当該団体の構成員でない子どもが参加する活動であること。	
22	融資	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	上越市	有	企画政策課	庶務係	金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与する。	随時	法人格を有する民間事業者	上越市地域総合整備資金貸付要綱第5条参照	可													●	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの ○公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること ○事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること ・都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合・・・10人以上(再生可能エネルギー電気事業は1人) ・市町村から融資を受ける場合・・・1人以上 ○用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上 ○用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること ※要綱等の制定は企画政策課、起債は財政課、貸付けに係る事務は担当課 一般財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)URL: https://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/
23	専門家・アドバイザー派遣	地域コミュニティ活動サポート事業	上越市	無	共生まちづくり課	市民協働係	地域コミュニティの自主的な課題解決に向けた取組を学ぶ機会を提供することで、新たな取組や視点を変えた事業に取り組み、住民の地域への関心を高めるとともに、地域の中で関わりを持つ人を増やしながらい人材の育成を目指す。	4月下旬～5月下旬	町内会、まちづくり団体、住民組織、PTAや子供会などの団体	新規1団体が2回の話し合いを実施する。	可	●												●	

No.	支援区分	事業等名	事業主体	市取りま とめの 有無	担当課 (報告課)	係	事業目的	募集期間	利用対象者	補助率・補助上限(下限)額	複数回 の 活用可 否	テーマ											条件等特記事項 (外部サイト等がある場合は、URLを記入)	
												集 落 活 性 化	農 業	除 雪	防 災	ボ ラ ン テ ィ ア	交 流	移 住 住	住 居 空 家	外 部 人 材	福 祉	環 境 保 全		其 他
24	専門家・アドバイザー派遣	地域づくり活動スタートアップ事業	新潟県	有	共生まちづくり課	市民協働係	住民と地域づくりの専門家によるワークショップ等を行い、地域づくりの機運を醸成する。	4月下旬～5月中旬	町内会、まちづくり団体、住民組織など	アドバイザーを派遣し、1地域につき3回以上の話し合いを実施する。	不明	●							●					県内7か所程度の採択
25	専門家・アドバイザー派遣	出前講座	上越市	無	社会教育課	生涯学習係	市の機関が実施する事業の概要又は詳細について、市民等から説明を求められた際に、市の事業担当者を直接派遣し、講師となって当該事業を説明する講座を開催する。	随時	・市民 ・市内に事務所を有する法人 ・市内に居住する人が代表者である団体 ※概ね10人以上の参加が見込まれるもの	・市の事業担当者を直接派遣し、講師となって当該事業を説明する講座を開催	可	●	●		●					●	●	●	・講師料は無料になります。 ・会場は市内に限ります。 ・参加費等により収益がある場合、営利目的の場合は、お断りする場合があります。 ・会場使用料や実施する出前講座の周知に関する経費がかかる場合は申請者負担になります。 ・開催に日数を要する講座や材料費が必要な講座もあるため、各出前講座の担当課へお問合せください。	
26	表彰	国土交通省「地域づくり表彰」	国土交通省	有	共生まちづくり課	市民協働係	創意と工夫を活かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰することによって、地域づくり活動の奨励を図る。	毎年2月中旬～3月中旬	住民組織、NPO法人、町内会	-		●												-
	その他	域学連携推進事業	上越市	有	企画政策課	企画調整係	地域と大学を結び付け、大学が持っている知見や学生の活力・アイデアを地域の課題解決やまちづくりにいかし、地域の活性化につなげる。	随時	町内会、まちづくり団体、住民組織等	連携づくりにあたり、大学と行う打合せや現地確認にかかる講師の謝金や交通費を支援	可	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・課題によっては、大学が対応できないなど、連携に至らない場合もある。
	その他	新潟県 除雪ボランティア「スコープ」	新潟県	有	共生まちづくり課	市民協働係	県内の雪処理の担い手が不足する地域において、①要援護世帯などの雪処理の負担軽減、②都市との交流拡大、③地区内のつながりの強化を図るもの	随時	町内会(集落)	-	可								●					県内外のボランティアを派遣 (ボランティアと受け入れ先との間で交流があることが望ましい。)
	その他	上越市「地域の宝」認定制度	上越市	有	文化行政課	歴史文化	有形・無形、文化財の指定・未指定に関わらず、地域住民が大切にし、よどころとする文化財を「地域の宝」と定義し、上越市教育委員会が「地域の宝」とそれを保存・活用する取組を総体として認定することで、次世代への継承を図るとともに、魅力ある地域づくりの一助とする。	5月～7月末	「地域の宝」の所有者、管理者又は5人以上の地域住民により組織し、その保存・活用を目的に活動する団体	財政的支援はなし。 (保存・活用に必要な助言や、情報発信、ネットワーキングなどを支援)	不可	●										●	(認定要件) ・保存・活用する取組が所有者等によりおおむね3年以上行われており、認定後も継続されることが見込まれること。 ・地域住民、特に子どもたちを対象とした保存・活用の取組がおおむね1回以上行われていること。	

令和4年度地域活動支援事業提案書受付一覧(三和区)

NO	受付日	事業の名称	団体等の名称	事業費等(単位:千円)		事業概要
				事業費	補助希望額	
1	4月11日	オニバス復活環境対策事業	三和の自然と地域を育む会	1,430	1,430	谷内池のオニバス復活のため、重機を用いた湖底の攪拌等により発芽促進を図るとともに、三和中学校生徒のワークショップと協働で種子を採取し、独自繁殖に取り組む。
2	4月11日	谷内池環境保全整備事業	三和の自然と地域を育む会	990	990	オニバスが生息する谷内池の適切な維持管理を図り、安全に谷内池の自然に触れてもらうため、東側の狭隘部分に杭柵・盛土工等を施し、通路(遊歩道)を確保する。
3	4月11日	灯火のイベント事業	三和の自然と地域を育む会	154	154	地域の繋がりを深め、三和区が持つ本来の活力を導き出すため、既存の事業や三和中学校生徒のワークショップと協働で灯火を活用したイベントを実施する。
4	4月13日	米本陣de春の縁日への集客・周知・実施事業	米本陣de春の縁日実行委員会	445	444	地域の財産を未来へ繋げていくため、地域住民や各方面の関係者とともに、その利活用について考えてもらう契機となる場としてイベントを実施する。
5	4月15日	林富永邸一般公開応援事業	林富永邸サポーターズクラブ「がんばれ！林くん」	968	968	歴史的建造物である林富永邸の一般公開実施に当たり、来場者等の安全確保のため駐車場を整備するなど受入環境を整える。
6	4月15日	大判プリンターの更新による地域住民が行うイベント等に貢献する事業	NPO法人三和区振興会	700	690	各町内会や団体の負担軽減を目的に実施している大判プリントサービスを継続するため、経年劣化等で維持管理が困難となってきたプリンターを更新する。
7	4月18日	三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	779	606	次代を担う三和の子どもたちを地域で育てていく機運を高め、併せて教職員の負担を軽減するため、三和中学校の部活動へ指導者を派遣するとともに、生徒や指導者を対象とした講習会を開催する。
8	4月18日	前島密翁にまなぶ事業	三和まなびの会	50	50	上越市の偉人である前島密について、前島密記念館の館長による講演会と現地見学会を実施する。
9	4月18日	昭和の風俗を振り返る事業	三和まなびの会	18	18	昭和を生きた人達が年々減少していく中、当時の出来事やしきたり、方言等を後世へ伝えていくため、聞き取りを実施し、その内容をまとめる。
10	4月18日	三和ふれあい食堂事業	三和ふれあい食堂運営委員会	439	409	食を通じて世代間の交流を図り、地域住民が安心して過ごすことのできる居場所を提供することを目的に、ふれあい食堂を開催する。
11	4月18日	さんわ桜の陣2023周知事業	さんわ桜の陣実行委員会	125	99	地域及び商工業の活性化を図るため、「さんわ桜の陣」のチラシを作成し、区内世帯、近隣町内世帯及び関係機関等へ配布する。
12	4月21日	イルミネーションの毎年点灯による地域を活性化させる事業	NPO法人三和区振興会	322	320	三和の夏の風物詩の一つとなるよう毎年継続的にイルミネーションを点灯し、地域活性化を図る。
13	4月21日	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	333	333	児童・生徒が地域のことや地域の人と共に学ぶ機会を通して郷土愛を育み、将来の地域社会を担う人材を育成するため、講演会や学習会等を実施する。
計				6,753	6,511	

令和3年度地域活動支援事業実施概要(三和区)

No	事業の名称	団体等の名称	採択額(単位:千円)		事業概要	実績額(単位:千円)	
			事業費	補助金交付決定額		事業費	補助金確定額
1	三和の子どもの健やかな成長を支援する事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,109	886	次代を担う三和の子どもたちを地域で育てていく機運を高め、併せて教職員の負担を軽減するため、三和中学校の部活動へ指導者を派遣するとともに、中学生等を対象とした講習会を開催した。	959	833
2	三和ふれあい食堂事業	三和ふれあい食堂運営委員会	273	255	食を通じて世代間の交流を図り、地域住民が安心して過ごすことのできる居場所を提供することを目的に、ふれあい食堂を開催した。	167	162
3	さんわ桜の陣2022周知事業	さんわ桜の陣実行委員会	111	110	地域及び商工業の活性化を図るため、「さんわ桜の陣」のチラシを作成し、区内全世帯及び関係機関等へ配布した。	113	110
4	印刷機導入による地域住民への貢献事業	NPO法人三和区振興会	1,249	1,240	地域住民の町内会資料作成等に係る印刷費の負担軽減を図るため、印刷機を購入し、印刷サービスを開始した。	1,249	1,240
5	コロナに打ち勝つ「イルミネーション」点灯事業	さんわ祭り実行委員会	358	358	地域の活力向上を図るため、コロナ禍により中止する「さんわ祭り」の代替措置として、イルミネーションを点灯した。	362	358
6	東日本大震災にまなぶ事業	三和まなびの会	167	161	災害に対する備えと互助の精神を学ぶため、宮城県石巻市から東日本大震災の経験者を講師を招いて講演会を開催した。	168	161
7	三和の三国街道巡り事業	三和まなびの会	60	60	三和の文化・歴史等を学び、伝えていくため、講師を招いてセミナーと現地見学会を開催した。	61	60
8	高齢者いきがい支援事業(ときめき広場)	三和区老人クラブ連合会	337	327	高齢になっても健康を維持し、豊かな生活ができるよう、健康増進・生きがいづくりを目的に、グラウンド・ゴルフ大会を開催した。	335	327
9	上杉小学校創立120周年記念事業	上杉小学校後援会	807	660	地域住民の郷土愛を醸成するとともに、児童の情操教育を推進するため、創立120周年記念事業としてDVDと記念クリアファイルを作成し、上杉地区全戸へ配布した。	834	660
10	三和中学校創立50周年記念支援事業	三和中学校後援会	1,474	1,470	今後も生徒が地域の事業や活動に参加し、地域の活性化に貢献していくため、創立50周年記念事業の一環として、吹奏楽部に新しい楽器を補充した。	1,474	1,470
11	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	414	413	児童・生徒が地域のことや地域の人と共に学ぶ機会を通して郷土愛を育み、将来の地域社会を担う人材を育成するため、講演会や学習会等を実施した。	214	213
12	越柳町内会「写真展」「タイムカプセル開封イベント」事業	越柳町内会	69	60	上越柳町内会と下越柳町内会を統合し、越柳町内会となった地域の融合と町内会の活性化を目的に、「写真展」を開催した。	67	60
計	12事業	11団体	6,428	6,000		6,003	5,654

三和区地域協議会委員による「アフターフォロー」結果						
アフターフォロー担当者		調査日時	事業実施結果 または成果	事業終了後における事業継続性、自立性及び発展性	備品購入	総合評価
飯田委員	小林委員 (副会長)	令和4年4月7日 午後6:00～7:00	○	○	○	・今後教育プログラム(部活動)が地域に移行される先駆けの活動であり、市教育委員会を動かす原動力として評価できる活動である。
江口委員	高橋委員 (会長)	令和4年4月18日 午前9:30～10:15	○	○	○	・今後事業を行うに当たって、今一度運営委員会で目的・内容を再協議し、自主財源の確保も含めた検討を求める。 ・この会が「三和らしい」ふれあい食堂となることを望む。
金井委員	星野委員	令和4年3月4日 午前9:00～9:50	○	○	○	・コロナ禍でのこのような催し物の周知・集客は大変難しいと思うが、コロナ終息後を見据え、事業は続けてほしい。 ・チラシの配付について、広報上越と一緒に配布だと他のチラシ等に紛れて周知効果が薄まるため、今後の課題としてほしい。
富村委員	田辺委員	令和4年1月31日 午前9:30～10:00	○	○	○	・印刷機が継続利用されるよう周知に期待する。 ・経済性に優れた事業である。
松井委員	小山田委員	令和3年9月28日 午前10:00～10:40	○	○	○	・予算の組立や実行委員会内のコミュニケーションをもう一工夫することにより、振興会関連事業が更に充実することを期待。
宮澤委員	池田委員	令和3年12月23日 午後3:00～3:40	○	○	○	—
高橋委員 (会長)	宮澤委員	令和4年1月12日 午後2:00～2:30	○	○	○	・三和区の歴史等を学ぶことができる良い事業である。 ・今後も学ぶ機会の提供を希望する。
小林委員 (副会長)	松井委員	令和4年2月28日 午前10:00～11:00	○	○	○	・コロナ禍の中、参加者動員への努力を評価する。 ・イベント等への女性の参画意識向上と交通手段の工夫・検討を要望する。
池田委員	金井委員	令和4年3月16日 午後1:00～1:20	○	○	○	・子どもたちの、いきいき、のびのびの映像が残り、クリアファイルも素晴らしいものができていた。
小山田委員	江口委員	令和4年3月15日 午前10:00～10:30	○	○	○	・コロナ禍により、さんわ祭り等での演奏はできなかったが、12月の新潟県アンサンブルコンテストでの「金賞」は見事だった。 ・今回の購入は全楽器の1/3程であり、古くなっている残りの楽器補充が課題である。
田辺委員	森委員	令和4年3月29日 午前9:30～10:15	○	○	○	・コロナ禍の中、多くの事業取組の努力を評価する。 ・三和の将来を担う人材育成のため、今後も活動の継続を希望する。
星野委員	松栄委員	令和4年3月24日 午後5:00～6:00	○	○	○	・コロナ禍により中止としたタイムカプセル開封イベントの実施について、写真展での感動があるうちに実現されることを期待。 ・ねむっていたお室に光を当てたすばらしい取組で、三和区全体へ広がるとさらに盛り上がる事業である。

○ 令和3年度三和区配分額：6,000千円
○ 採択額：12事業 6,000千円(当初募集のみ)

三和区町内会長協議会との意見交換会開催結果について

■ 開催日時

令和4年4月7日（木） 午後3時50分～5時15分

■ 開催場所

三和地区公民館 2階

■ 出席人数等

会 場	町内会長	地域協議会委員
講 堂	里公地区：13人	地域活性化グループ：4人
会議室	上杉地区：15人	人材育成グループ：5人
講座室	美守地区：9人	安全・安心グループ：4人
出席人数計	37人	13人

■ 意見交換の内容

- ・町内会での困りごとや課題等について
- ・住民が元気になる行事やイベント等の取組について
- ・三和区の課題について
- ・フリートーク

令和4年4月7日

三和区地域協議会
会長 高橋 鉄雄 様

「さんわ祭り」実行委員会
委員長 渡邊 正芳

令和4年度 「さんわ祭り」準備委員の選出のお願い

春暖の候、皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

標記につきましては、2名準備委員を選出していただき、4月28日(木)までに別添えの選出書に所定の事項を記入し、事務局まで提出(FAXでも可)をお願いいたします。

お忙しいところ誠に申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

問合せ先

さんわ祭り実行委員会
事務局
TEL: 025-529-2345